

### 3 財政健全化計画

#### (1) 総合計画期間中の歳出・歳入の見積額

新たな総合計画を着実に推進していくためには、計画期間（H22～H24）中の財源を確保することが必要です。

計画期間中の歳出及び歳入を見積もったところ、厳しい経済・財政状況を反映して、平成24年度までの3年間の財源不足額が、1,100億円程度になると見込まれます。

#### 1. 総合計画期間中の歳出の見積額

(単位：億円)

区分		H22	H23	H24	計
歳 出	人件費	6,007	5,943	5,964	17,914
	うち退職手当	646	659	742	2,047
	公債費	1,691	1,699	1,775	5,165
	税関係交付金等	832	832	892	2,556
	県民サービス等の事業費	6,838	6,779	6,539	20,156
	社会保障費	1,794	1,872	1,879	5,545
	投資的経費	1,495	1,523	1,405	4,423
	その他の経費	3,549	3,384	3,255	10,188
	歳出合計 ①	15,368	15,253	15,170	45,791

#### 2. 総合計画期間中の歳入の見積額

区分		H22	H23	H24	計
歳 入	県税等 (地方譲与税を含む)	6,711	6,663	6,834	20,208
	地方交付税等 (臨時財政対策債を含む)	3,270	3,340	3,330	9,940
	県債 (臨時財政対策債を除く)	628	628	628	1,884
	その他	4,395	4,267	3,988	12,650
歳入合計 ②	15,004	14,898	14,780	44,682	

#### 3. 総合計画期間中の財源不足額

財源不足額 ③=②-①	▲ 364	▲ 355	▲ 390	▲ 1,109 億円
-------------	-------	-------	-------	------------

※この推計は、特段の財源対策を講じなかった場合の財政見通しです。

(参考) 総合計画期間中の歳出・歳入の推計方法

<歳出>

○人件費

知事部局などのいわゆる県庁職員のほか、教職員、警察官の人件費を含む。退職手当は年齢構成をもとに定年退職者、中途退職者の見込みを考慮して推計。

○公債費

過去の借入に係る償還計画と今後の借入見込みをもとに推計。

○税関係交付金等

県税に連動して推計。

○社会保障費

過去からの推移や現行制度を前提に、今後の増減要素を考慮して推計。

○投資的経費・その他の経費

22年度当初予算(案)時の水準を前提に、今後の増減要素を考慮して推計。

<歳入>

○県税等

政府発表の名目経済成長率(※)や税制改正の影響を考慮して推計。

※「平成22年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」(H22.1.22閣議決定)

○地方交付税等

基準財政収入額は県税の推計値をもとに、基準財政需要額は社会保障費などの推計値をもとに推計。

○県債

22年度当初予算(案)の発行額と同額を見込む。

※退職手当債、行政改革推進債を除く。

○その他

22年度当初予算(案)時の水準を前提に、今後の増減要素を考慮して推計。

## (2) 計画期間

総合計画の計画期間と同じく、平成22年度から平成24年度までとします。

## (3) 目標

### 持続可能な財政構造の確立

- 本県財政は、県税や地方交付税などの歳入が伸び悩む一方で、歳出については、高齢化の進展に伴う社会保障費の増加などにより、義務的経費の増加が続き、今後とも厳しい財政状況が続くものと見込まれます。
- このような厳しい財政状況においても、新たな総合計画の着実な推進のためには、これを支える安定した財政基盤が必要です。
- このため、将来負担の軽減などの財政健全化に向けた取組や、自立した財政構造への転換に向けて国に地方税財政制度の改正を働きかけることなどにより、持続可能な財政構造の確立に努めます。
- 財源対策の実施にあたっては、「建設地方債等の実質的な県債残高を抑制すること」及び「健全化判断比率に留意し健全財政を維持すること」を前提として、財源の確保を図ります。

#### (4) 具体的な取組

##### ① 財政健全化に向けた取組

###### ア 歳入の確保

###### (ア) 安定した歳入の確保

- (a) 県税収入の確保
- (b) 未利用県有地の売却等
- (c) その他の収入の確保

###### (イ) 基金の活用

###### イ 歳出の抑制

###### (ア) 歳出の見直し

- (a) 人件費の抑制・適正化
- (b) 徹底した事務・事業の見直し

###### (イ) 歳出抑制による将来の財政負担の軽減を前提に発行される地方債の活用

###### ウ 財源確保の見通し

###### エ 将来負担の軽減に向けた取組

###### (ア) 建設地方債等の実質的な県債残高の抑制

###### (イ) 健全化判断比率に留意した財政運営

##### ② 自立した財政構造への転換

###### ア 地方税財政制度の改正要望

- (ア) 地方税財源の充実強化
- (イ) 地方交付税制度の改革
- (ウ) 国庫補助負担金の改革
- (エ) 直轄事業負担金制度の改革

##### ③ 県民への財政情報の提供

###### ア わかりやすい財政情報の提供

- (ア) 予算資料等の公表【再掲 P26】
- (イ) 新地方公会計の段階的整備【再掲 P26】
- (ウ) 公社等外郭団体を含む県全体の債権・債務情報の公表【再掲 P26】
- (エ) 財政健全化計画の点検・見直し、実施結果の公表

## ① 財政健全化に向けた取組

### ア 歳入の確保

○景気に左右されやすい税収構造や義務的経費の増加などによる財政の硬直化を改善し、安定した財政基盤を構築するため、歳入の確保に向けた取組を実施します。

#### (ア) 安定した歳入の確保

県税や地方交付税などが伸び悩む中で、安定した財政基盤を構築するため、自主財源の確保に努めます。

区分	取組項目	取組の概要
(a) 県税収入の確保	徴収対策の充実・強化 (収入歩合の向上)	○法人二税や自動車税などの徴収対策を強化します。 ○個人県民税については、市町村への徴収支援の充実を図ります。
	超過課税の継続・検討	○法人県民税法人税割の超過課税を引き続き実施します。 ○いわゆる「森林環境税」などの新たな超過課税については引き続き検討します。
	経済の活性化による 税収増	○県内経済の活性化を図り、今後の税収増を目指します。
(b) 未利用県有地の売却等	未利用県有地の売却 促進・有効活用	○未利用県有地の売却を積極的に行います。 ○処分に時間を要する土地等については、売却までの間、暫定的に賃貸する等、有効活用を検討します。
(c) その他の収入の確保	その他の収入の確保 (使用料・手数料の見直し) (県有資産を活用した 収入確保)	○適正な受益者負担を求める観点から、コストに見合った適正な負担水準とするため使用料・手数料を見直します。 ○県有資産を活用した収入確保策を全庁的に検討します。 <b>【再掲 P38】</b> ・ 県有施設に設置された自動販売機の公募拡大 ・ 庁舎等を活用した広告掲載 ・ ホームページへのバナー広告掲載 ・ 県で使用する封筒等への広告掲載 等

**(a) 県税収入の確保** (確保目標額 123億円)

課税客体を的確に把握して税収確保に努めるほか、以下の対策を講じて県税収入の確保を図ります。

○徴収対策の充実・強化（収入歩合の向上）

主要税目<sup>1)</sup>について、収入歩合を全国平均値<sup>2)</sup>とすることを目標に、徴収対策の充実・強化を図り、財源の確保を図ります。

- ・法人二税や自動車税などの徴収対策の強化により、税収確保を目指します。
- ・個人県民税については、市町村への徴収支援の充実を図り、税収確保を目指します。

○超過課税の継続・検討

法人県民税法人税割の超過課税<sup>3)</sup>を引き続き実施し、財源の確保を図ります。

また、いわゆる「森林環境税<sup>4)</sup>」などの新たな超過課税については、引き続き検討します。

○経済の活性化による税収増

企業誘致の促進や産業の振興など、千葉県を元気にする施策を着実に実行することにより、県内経済の活性化を図り、今後の税収増を目指します。

【注】

- (1) 主要税目：法人県民税、法人事業税、個人県民税、個人事業税、不動産取得税、自動車税、軽油引取税。
- (2) 全国平均値：平成25年度までに収入歩合を全国平均値（H20）とすることを目指す。
- (3) 法人税割の超過課税：「法人の県民税の特例に関する条例」に基づき、法人県民税法人税割の超過課税を実施。  
資本金1億円超で、課税標準となる法人税額が1千万円を超える法人が対象。標準税率5.0%に対して超過税率5.8%を適用（適用期限は平成22年10月31日まで）。
- (4) 森林環境税：個人県民税や法人県民税の均等割の超過課税実施による税収を、森林保全などの財源に充てる仕組みの通称。

**(b) 未利用県有地の売却等** (確保目標額 30億円)

- 未利用県有地の売却を積極的に行います。
- 処分に時間を要する土地等については、売却までの間、暫定的に賃貸する等、有効活用を検討します。

(参考)

- ・未利用県有地の状況 (平成21年12月末現在)

(単位: m<sup>2</sup>)

件数	面積
49	300,217

※売却処分可能なもの

- ・未利用県有地の処分実績

(単位: 億円・m<sup>2</sup>)

区分	18年度	19年度	20年度	21年度
金額	18	46	10	7
面積	168,676	89,255	34,093	12,922

※20年度までは決算額。21年度は最終見込み。

**(c) その他の収入の確保** (確保目標額 3億円)

- 適正な受益者負担を求める観点から、前回の見直しから相当年数を経過しているもの、他団体と比較して割安なものなど、コストに見合った適正な負担水準とするため、使用料・手数料を見直します。

- 県有資産を活用した収入確保策を全庁的に検討します。【再掲 P26】

- ・県有施設に設置された自動販売機の公募拡大
- ・庁舎等を活用した広告掲載
- ・ホームページへのバナー広告掲載
- ・県で使用する封筒等への広告掲載 等

**(イ) 基金の活用** (確保目標額 135億円)

施設整備のための基金等を活用するとともに、社会経済情勢の変化に伴う基金の用途の変更や所期の目的を達成した基金の廃止等の見直しを行って財源を確保します。

## イ 歳出の抑制

- 社会保障費などの義務的経費が増加する中で、必要な県民サービスを確保するため、人件費の抑制・適正化や徹底した事務・事業の見直しなど、歳出の抑制に向けた取組を実施します。
- これら歳出抑制の取組による将来の財政負担の軽減を前提に発行が可能となる地方債を活用します。

### (ア) 歳出の見直し

厳しい財政状況においては、行政の無駄を省き、効率化を図ることが重要であることから、引き続き人件費の抑制・適正化に取り組むとともに、徹底した事務・事業の見直しなどにより経費の削減を図ります。

区分	取組項目	取組の概要
(a) 人件費の抑制・適正化	定員管理の適正化 職員給与の適正化	○新たな「定員適正化計画」を平成 22 年 8 月までに策定し、引き続き職員の削減に努めます。また、事務事業の徹底的な見直し等を行い、より簡素で効率的な組織体制づくりを進めます。 ○職員の給与については、民間の給与水準並びに国及び他団体の状況等を踏まえ、引き続き適正化を進めていきます。
(b) 徹底した事務・事業の見直し	事務・事業の見直し	○事務・事業の全般について、事業の必要性・緊急性、事業手法の妥当性等の観点から、徹底した見直しを行うことにより、予算の効率的・効果的な活用を図ります。 ○投資的経費については、県内経済の活性化や県民生活への寄与などの事業効果の検証を行うとともに、長期的視点に立った計画的な投資等にも配慮して、選択と集中により予算を重点配分するなど、予算の効率的・効果的な活用を図ります。
	公社等外郭団体の見直し	○平成 22 年度内に、団体ごとの新たな見直し方針を策定します。平成 24 年度末までに、役職員数、県の財政支出額及び団体数を概ね 1 割削減します。【再掲 P31】
	公の施設の見直し	○平成 22 年度中に全施設を点検し、廃止・統合、民間・市町村等への移譲、管理運営方針の見直し等の方針を、第三者(行政改革推進委員会)の視点も加えながら策定します。 【再掲 P40】 ○施設の民間等への移譲に際しては、有償による譲渡にとらわれず、機能・サービスが維持されるのであれば、無償又は低額での譲渡など、移譲方針の見直しを検討します。 【再掲 P40】



(a) 人件費の抑制・適正化 (確保目標額 72億円)

○定員管理の適正化

職員の大量退職や厳しい財政状況を踏まえ、現行計画の取組状況や職員の年齢構成等に考慮した新たな「定員適正化計画」を平成22年8月までに策定し、引き続き職員の削減に努めます。

また、事務事業の徹底的な見直し、再任用職員の活用、民間へのアウトソーシング等を行い、より簡素で効率的な組織体制づくりを進めます。

(参考)

・定員適正化計画の実施状況 (計画期間：平成18年度～22年度)

18年度～21年度までの4か年の状況 1,384人 (目標に対する進捗率 79.0%)

(単位：人)

区分	H17職員数	計画 (H18～H22)	実績 (H18～H21)	進捗率
知事部局等	8,656	▲1,300	▲910	70.0%
教育委員会事務局	1,140	▲150	▲213	142.0%
警察(警察官以外)	1,172	▲25	▲20	80.0%
学校職員(県単定数)	896	▲276	▲241	87.3%
合計	11,864	▲1,751	▲1,384	79.0%
(公営企業)	(3,549)	(▲610)	(▲379)	(62.1%)

○給与の適正化

職員の給与については、民間の給与水準並びに国及び他団体の状況等を踏まえ、引き続き適正化を進めていきます。

なお、技能労務職員の給与については、平成20年3月に作成した取組方針を踏まえ、同種の職にある国家公務員に適用される給料表への移行を含め、給与全般についての見直しを進めていきます。

**(b) 徹底した事務・事業の見直し** (確保目標額 92億円)

**○事務・事業の見直し**

事務・事業の全般について、事業の必要性・緊急性、事業手法の妥当性等の観点から、徹底した見直しを行うことにより、予算の効率的・効果的な活用を図ります。

また、県有施設の維持管理費については、県の施設としての必要性を検証し、指定管理者制度の導入等、あり方を見直すとともに、県が直接管理運営すべき施設については、最小の経費で効率的・効果的な管理運営ができるように努めます。

投資的経費については、県内経済の活性化や県民生活への寄与などの事業効果の検証を行うとともに、長期的視点に立った計画的な投資等にも配慮して、選択と集中により予算を重点配分するなど、予算の効率的・効果的な活用を図ります。

また、厳しい財政状況の中で、効率的・効果的な公共事業を推進していくため、「千葉県公共事業コスト構造改革プログラム 2009」に基づき、引き続きコスト縮減を図ります。

**○公社等外郭団体の見直し**

平成 22 年度内に、団体ごとの新たな見直し方針を策定します。

平成 24 年度末までに、役職員数、県の財政支出額及び団体数を概ね 1 割削減します。

【再掲 P31】

**○公の施設の見直し**

平成 22 年度中に全施設を点検し、廃止・統合、民間・市町村等への移譲、管理運営方針の見直し等の方針を、第三者（行政改革推進委員会）の視点も加えながら策定します。

特に、県が直接管理運営している施設については、指定管理者制度の導入をゼロベースから検討します。

施設の民間等への移譲に際しては、有償による譲渡にとらわれず、機能・サービスが維持されるのであれば、無償又は低額での譲渡など、移譲方針の見直しを検討します。

【再掲 P40】

**(イ) 歳出抑制による将来の財政負担の軽減を前提に発行される地方債の活用**  
(確保目標額 764億円)

人件費の抑制・適正化や事務・事業の見直し等の取組による将来の財政負担の軽減を前提に発行が可能となる退職手当債及び行政改革推進債<sup>1)</sup>を活用します。

【注】 (1) 退職手当債、行政改革推進債。

●退職手当債

計画を定めて人件費の削減に取り組むことにより確保できると見込まれる償還財源の額の範囲内で発行が可能となる地方債。

●行政改革推進債

集中改革プラン等に基づき数値目標を設定・公表して、計画的に行政改革を推進し、財政健全化に取り組むことにより将来の財政負担の軽減が見込まれる額の範囲内で発行が可能となる地方債。

## ウ 財源確保の見通し

○歳入・歳出にわたる財源確保策を実施することにより、総合計画期間（H22～H24）中の財源不足額 約1,100億円を解消します。

○さらに、「新規施策等への活用可能額」として、平成23年度及び平成24年度の2年間で110億円を確保し、総合計画推進のための財源とするとともに、財政の弾力性確保のための基金造成や将来負担の軽減（退職手当債等の発行抑制）のための取組に充ててまいります。

### 1. 財源不足額（特段の財源対策を講じなかった場合） （単位：億円）

区分	H22	H23	H24	計
財源不足額(※) ①	▲ 364	▲ 355	▲ 390	▲ 1,109

※財源不足額の算定についてはP45を参照

### 2. 歳入の確保

区分	H22	H23	H24	計
県税収入の確保	35	42	46	123
未利用県有地の売却等	11	11	11	33
基金の活用	16	46	73	135
歳入の確保 ②	62	99	130	291

### 3. 歳出の抑制・歳出抑制を前提に発行される地方債の活用

区分	H22	H23	H24	計
人件費の抑制・適正化	15	24	33	72
事務・事業の見直し等	18	32	42	92
退職手当債・行政改革推進債	(269) 269	(260) 255	(250) 240	(779) 764
歳出の抑制 ③	302	311	315	928

※「退職手当債・行政改革推進債」の金額は、発行に伴う公債費の増額分を控除した後の金額であり、( )内の金額は発行額である。

※「退職手当債・行政改革推進債」の発行額は、将来負担軽減のため、毎年度10億円程度抑制に努める。

### 4. 財源確保額の合計

財源確保額 ④ (②+③)	364	410	445	1,219
---------------	-----	-----	-----	-------

### 5. 新規施策等への活用可能額

新規施策等への活用可能額 ⑤ (①+④)		55	55	110
-------------------------	--	----	----	-----

#### ●財源確保額の算出方法

平成22年度当初予算を前提として、特段の財源対策を講じなかった場合との比較による財源確保額を算定している。

なお、毎年度、歳出を漸減させていく場合には、前年度の効果額が翌年度も累積していくため、単年度ごとの効果額は漸増していく。

※毎年10億円ずつ見直し ⇒ 3年間の財源確保額は=60億円

(1年目は10億円、2年目は20億円、3年目は30億円)

## <財源確保策を反映させた財政見通し>

総合計画期間中の歳出・歳入の見積額(P45)に、財源確保額(P55)を反映させた歳入・歳出の全体像は、下表のとおりです。

(単位：億円)

区分		H22	H23	H24	計
歳入	県税等 (地方譲与税を含む)	6,746	6,705	6,880	20,331
	地方交付税等 (臨時財政対策債を含む)	3,270	3,340	3,330	9,940
	県債(臨時財政対策債を除く)	897	888	878	2,663
	その他	4,422	4,324	4,072	12,818
歳入合計		15,335	15,257	15,160	45,752

区分		H22	H23	H24	計
歳出	人件費	5,992	5,919	5,931	17,842
	うち退職手当	646	659	742	2,047
	公債費	1,691	1,704	1,785	5,180
	税関係交付金等	832	832	892	2,556
	県民サービス等の事業費	(6,397)	(6,446)	(6,524)	(19,367)
		6,820	6,802	6,552	20,174
	社会保障費	1,794	1,872	1,879	5,545
	投資的経費	1,495	1,523	1,405	4,423
	その他の経費	3,531	3,407	3,268	10,206
	歳出合計	15,335	15,257	15,160	45,752

※「県民サービス等の事業費」欄の( )内の金額は、国の経済対策に基づく基金事業等の特殊要素を控除した金額。

※「その他の経費」の主なものは、中小企業振興資金事業(H22:1,600億円)、私立学校経常費補助(H22:338億円)、病院事業会計負担金(H22:115億円)、市町村水道総合対策事業補助金(H22:28億円)など

※「新規施策等への活用可能額」(P55)については、便宜上、「その他の経費」に加算した(それ以外の活用も考えられる)。

## エ 将来負担の軽減に向けた取組

○安定した歳入の確保と歳出の抑制に加え、以下の将来負担の軽減に向けた取組を実施することにより、持続可能な財政構造の確立を図ります。

### (ア) 建設地方債等の実質的な県債残高の抑制

臨時財政対策債<sup>1)</sup>などを除く建設地方債等<sup>2)</sup>について、将来の償還のための積立金を除いた「実質的な県債残高<sup>3)</sup>」を抑制します。

#### 【注】

- (1) 臨時財政対策債：平成13年度から、地方全体の財源不足の補てん措置として設けられた特例地方債（赤字地方債）のこと。臨時財政対策債は個々の地方自治体が発行するが、その元利償還金の全額が後年度に地方交付税で措置される。近年、地方税の減収等により地方全体の財源不足が拡大しているため、臨時財政対策債の発行が大幅に増えている。
- (2) 建設地方債等：建設地方債及び退職手当債。
- (3) 実質的な県債残高：将来の償還に備えた積立金の額を、県債残高から控除したもの。

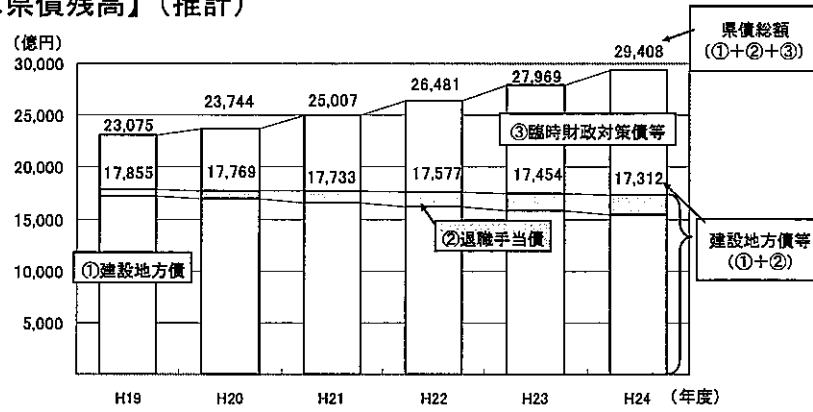
### (イ) 健全化判断比率に留意した財政運営

地方公共団体の財政状況を判断する重要な指標として「財政健全化法」により定められている「健全化判断比率<sup>1)</sup>」のうち、「実質公債費比率<sup>2)</sup>」及び「将来負担比率<sup>3)</sup>」について、計画期間における数値を推計したところ、今後とも「早期健全化基準<sup>4)</sup>」を下回る水準で推移する見込みですが、今後もこれらの指標に留意しつつ、健全な財政運営に努めていきます。

#### 【注】

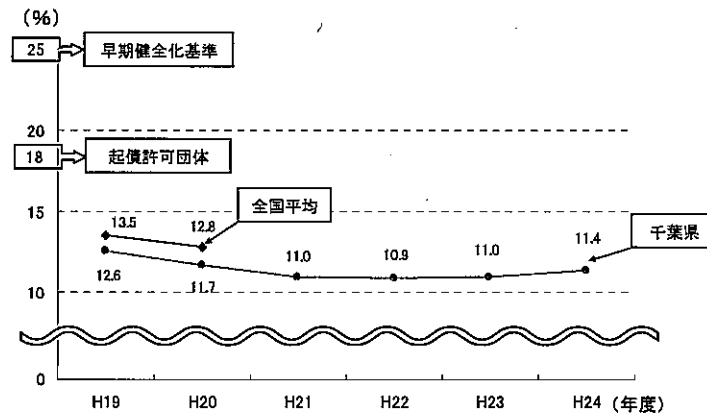
- (1) 健全化判断比率：「地方公共団体財政健全化法」により毎年度決算について公表することとされている財政指標。「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「実質公債費比率」「将来負担比率」及び公営企業に関する「資金不足比率」の5つの比率で、国が定めた基準以上となった場合には、財政健全化に向けた計画の策定等が求められる。
- (2) 実質公債費比率：財政健全化法に基づく健全化判断比率の一つ。一般会計等が負担する地方債の元利償還金などの標準財政規模に対する比率。
- (3) 将来負担比率：財政健全化法に基づく健全化判断比率の一つ。一般会計等が負担すべき実質的な負債（県債の残高、退職手当支給予定額など）の標準財政規模に対する比率。
- (4) 早期健全化基準：健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上の場合は、「早期健全化段階」となり、財政健全化計画を定めなければならない。財政健全化計画は、議会の議決を経て定め、速やかに公表するとともに、毎年度、その実施状況を議会に報告し、公表する。（実質公債費比率：25%、将来負担比率：400%）

### 【実質的な県債残高】（推計）



※ H20 までは決算額。

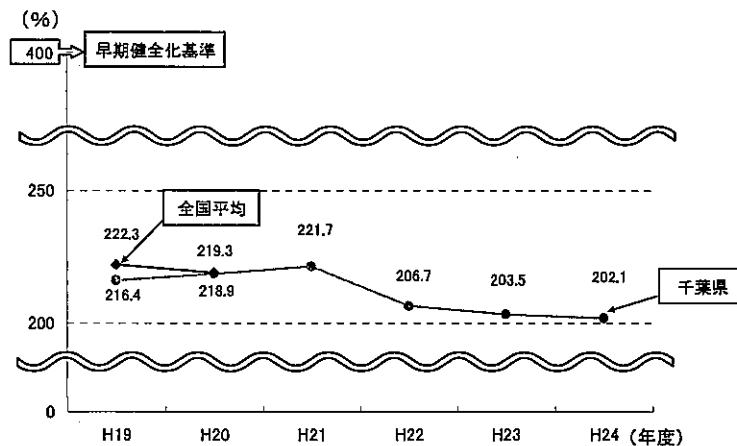
### 【実質公債費比率】（推計）



※平成 20 年度まで確定値。

※18%を超えると起債の許可が必要となり、25%を超えると一部の起債発行が制限される。

### 【将来負担比率】（推計）



※平成 20 年度まで確定値。

※将来負担比率に算入されている「将来負担額」については P61 参照。

## ② 自立した財政構造への転換

### ア 地方税財政制度の改正要望

歳入の確保や歳出の見直しなど、あらゆる手段を講じて財源確保に取り組んでいきますが、県の取組だけでは限界があります。

国と地方自治体の関係を対等の立場とし、地域のことは地域が解決することができる地域社会をつくっていくためには、権限の移譲や地方税財源の充実強化などが必要となります。

このため、地方税財政制度の改正について、全国知事会等を通じて国に積極的に働きかけるなど、自立した財政構造への転換を目指していきます。

#### (ア) 地方税財源の充実強化

地方の税収が歳出に見合ったものとなるよう、国と地方の税源配分をまずは5：5に是正するとともに、その際には、税源の偏在性が小さく税収の安定性を備えた地方税体系を構築するよう求めています。

#### (イ) 地方交付税制度の改革

地方の行財政需要を的確に把握した上で、地方の安定的財政運営に必要な交付税総額を復元・充実するよう求めています。

地方の財源不足の解消は、臨時財政対策債の発行等による負担の先送りではなく、地方交付税の法定率の引上げ等によって対応するよう求めています。

#### (ウ) 国庫補助負担金の改革

国庫補助負担金については、地方財政の自由度・裁量度を高める制度改革となるよう、事業実施に必要な財源の移譲や使途制限のない財源の充実・確保を求めています。

現行の国庫支出金に係る超過負担<sup>1)</sup>は、地方に大きな負担をもたらし、財政運営を圧迫することから、早急に改善するよう求めています。

#### (エ) 直轄事業負担金制度の改革

直轄事業負担金については、国と地方の役割分担の見直しを行った上で、国が行うべき事業は国が全額負担し、地方が行うべき事業は権限と必要な財源を移譲すべきという観点から、制度の廃止を求めています。なお、廃止に当たっては、地方への権限と財源の一体的な移譲を確実にを行うよう求めています。

#### 【注】

- (1) 超過負担：国庫支出金が交付される事務事業について、地方自治体が現実に支出した額よりも、国庫支出金の交付の基準となった額（国庫補助基本額）が下回る場合において、当該支出額と国庫補助基本額との差額をいう。

<本県の超過負担額>（平成20年度決算）

超過負担額 35億89百万円

うち警察関係 25億72百万円（空港警備隊費 12億22百万円など）

うち衛生関係 8億72百万円（特定疾患治療研究費 8億48百万円など）

### ③ 県民への財政情報の提供

#### ア わかりやすい財政情報の提供

県の財政情報（予算・決算、財政指標など）や、公社等外郭団体を含めた県全体の財務状況などを県民の皆様にはわかりやすく提供していきます。

#### （ア） わかりやすい予算資料等の公表

予算書・決算書、財政指標、財政改革の取組、県債の発行などの各種財政情報について、県民の視点に立って、平易な解説に努める等、よりわかりやすい資料として公表します。

【再掲 P26】

#### （イ） 新地方公会計の段階的整備

新地方公会計制度<sup>1)</sup>に基づく、財務書類4表<sup>2)</sup>の作成を通じて、公社等外郭団体を含む県全体の財務状況を明らかにします。また、今後、時価評価の対象資産の拡大を図るなど、公会計の段階的な整備を進めます。【再掲 P26】

#### 【注】

- (1) 新地方公会計制度：国から新たに示された地方公共団体の会計に関する基準で、企業会計の考え方を参考に、「正確な資産・負債の把握」や「資産・負債に関する情報開示」等を図ることを目的としている。
- (2) 財務書類4表：貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書

#### （ウ） 公社等外郭団体を含む県全体の債権・債務情報の公表

公社等外郭団体を含む県全体の債権・債務については、予算書・決算書だけでは把握することが難しいことから、財政健全化法に基づく健全化判断比率や新地方公会計制度に基づく財務書類などを通じて、わかりやすく公表します。【再掲 P26】

#### （エ） 財政健全化計画の点検・見直し、実施結果の公表

財政健全化計画における財政見通しは、平成 22 年度当初予算(案)を前提に、地方財政制度、経済情勢等を考慮して推計したものであるため、今後、地方財政制度の改正や社会経済情勢の変化などに応じ、毎年の当初予算段階で、財政見通しを修正（ローリング）し、財源確保の取組を公表していきます。

また、財政健全化計画の各年度の取組内容についても、その結果を公表していきます。



<参考>

【将来的に財政負担が見込まれる事項】

「将来負担比率」に算入された将来負担額（20年度末）

(単位：億円)

区分	将来負担額	備考
地方債現在高（一般会計等）	26,059	
債務負担行為に基づく支出予定額	673	
PFI事業に係るもの	274	県警本部新庁舎建設等事業
国営土地改良事業に係るもの	213	国営両総用水事業 ほか
森林総合研究所等が行う事業に係るもの	117	安房南部地区農用地総合整備事業 ほか
地方公務員等共済組合が建設した職員住宅等の賃借料	19	職員住宅の賃借、教職員住宅の購入など
依頼土地の買い戻しに係るもの	50	土地開発公社への取得依頼土地の買い戻しに要する経費
公営企業債の元金償還に充当する一般会計等からの負担等見込額	718	病院事業(191億)、下水道事業(507億)、港湾事業(20億)
組合等が起こした地方債の元金償還に充当する県からの負担等見込額	10	北千葉水道企業団(5億)、君津水道企業団(5億)
退職手当支給予定額	6,356	全職員に対する期末要支給額
設立法人の負債等に係る一般会計等の負担見込額	63	
(株)かずさアカデミアパーク	8	損失補償対象債務の90%を算入
(財)千葉県水産振興公社	0.5	損失補償対象債務の90%を算入
(財)千葉県まちづくり公社	5	損失補償対象債務の10%を算入
千葉県信用保証協会	49	損失補償実行率 0.3% (県制度融資)
(財)千葉県産業振興センター	0.3	損失補償実行率 0.4% (設備貸与事業)
合計	33,879	

一般会計の企業庁に対する将来負担額（20年度末）

(単位：億円)

区分	将来負担額	備考
土地造成整備事業会計からの借入金の償還	212	H24までに返済 H21(28億)、H22(61億)、H23(61億)、H24(62億)
幕張メッセ用地の買収	167	H23-H32の10年で買収
旧鉄道事業会計からの承継債務	103	方針が確定次第、償還開始
合計	482	

※上記の他、幕張メッセ駐車場用地賃借料等は各年度負担。

0  
1  
2  
3

4

5  
6  
7  
8

本件照会先

〒260-8667 千葉市中央区市場町1番1号

千葉県総務部総務課行政改革推進室

電話 043(223)2461 FAX 043(225)1904

E-mail [gyoukaku05@mz.pref.chiba.lg.jp](mailto:gyoukaku05@mz.pref.chiba.lg.jp)

千葉県総務部財政課予算第一室

電話 043(223)2072 FAX 043(224)3884

E-mail [zaisei6@mz.pref.chiba.lg.jp](mailto:zaisei6@mz.pref.chiba.lg.jp)